

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則

第1章 総 則

第1節 目的等

(目的)

第1条 この規則は、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「法」という。)第4条の2第1項ただし書及び同法施行規則第5条第2項第3号の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が主務大臣の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務(以下「外国株券等保管振替決済業務」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国株券等 外国株券(外国法人の発行する証券又は証書(以下「外国証券等」という。)のうち株券の性質を有するものをいう。以下同じ。)、外国新株予約権証券(外国証券等のうち新株予約権証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)、外国投資信託受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、外国投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。)及び外国株預託証券(外国株券の預託を受けた者が当該外国株券が発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該外国株券に係る権利を表示するものをいう。以下同じ。)並びに外国株式等(外国株券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。以下同じ。)
- (2) 外国株券等保管振替決済制度 外国株券等を対象とした保管及び振替決済に関する制度をいう。
- (3) 外国株券等参加者 参加者(株券等に関する業務規程(以下「株券等業務規程」という。)第2条第1項第2号に規定する参加者をいう。以下同じ。)のうち、第14条第2項の規定に基づき機構が外国株券等の口座を開設した者をいう。
- (4) 外国株券等参加者口座簿 機構が第23条第1項の規定により作成する口座簿をいう。
- (5) 外国株券等顧客口座簿 外国株券等参加者が第27条第1項の規定により作成する口座簿をいう。
- (6) 取扱外国株券等 外国株券等保管振替決済業務において取り扱う外国株券等をいう。
- (7) 預託外国株券等 外国株券等参加者が第22条第1項の規定により機構に預託した外国

株券等をいい、外国株式等の場合においては、現地保管機関における機構の口座に外国株式等に係る数量が記載又は記録されたものをいう。

- (8) 現地保管機関 外国において、外国の法令に基づき法第3条に定める保管振替業と類似の業務を行っている者又は社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第3条に規定する振替業と類似の業務を行っている者であって、機構が指定する者をいう。
- (9) 外国株券等実質株主 外国株券等保管振替決済制度の下において外国株券等を実質的に保有する者をいう。

(遵守義務)

第3条 外国株券等参加者は、法令、この規則及び細則その他の規則を遵守するとともに、当該外国株券等参加者の顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行し、機構が必要と認めて行う措置に従うものとする。

(外国株券等保管振替決済業務の範囲)

第4条 機構は、この規則の定めるところにより、次に掲げる外国株券等保管振替決済業務を行うものとする。

- (1) 外国株券等の保管に関する業務
- (2) 外国株券等の振替に関する業務
- (3) 外国株券等の株主権に係る権利処理及び株主権の行使等に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯又は関連する業務

(外国株券等保管振替決済業務の取扱時間及び場所)

第5条 外国株券等保管振替決済業務の取扱時間は、この規則及びこの規則に基づき定める細則(以下単に「細則」という。)に別に定める場合を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- 2 外国株券等保管振替決済業務の取扱場所は、この規則及び細則に別に定める場合を除き、機構の本店の所在地とする。
- 3 機構は、必要があると認める場合は、外国株券等保管振替決済業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を外国株券等参加者に通知するものとする。

(休業日の取扱い等)

第6条 機構の休業日は、株券等業務規程第4条第1項各号に定めるところによる。

- 2 機構は、必要があると認める場合は、臨時休業日又は臨時業務取扱日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を外国株券等参加者に通知するものとする。
- 3 機構は、必要があると認める場合は、外国株券等保管振替決済業務の全部又は一部を臨時に停止することができる。この場合において、機構は、速やかにその旨を外国株券等参加者に通知するものとする。

第2節 機構からの通知方法等

(機構からの通知方法等)

第7条 次に掲げる通知又はその他の行為により通知すべき情報その他の情報は、この規則及び細則で特に定める場合を除き、細則で定める電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)又は書面により提供するものとする。

- (1) 機構が、この規則及び細則で定めるところにより、外国株券等参加者に対して行う通知
 - (2) 外国株券等参加者が、この規則及び細則で定めるところにより、機構に対して行う請求若しくは報告又は資料の提出
 - (3) 機構と取扱外国株券等の発行者(外国株券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券の発行者をいい、外国株預託証券の場合には当該外国株預託証券に表示されている権利に係る外国株券の発行者をいう。以下同じ。)との間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知
 - (4) 機構と配当金支払取扱銀行(外国投資証券にあっては、分配金支払取扱銀行をいう。以下同じ。)又は株式事務取扱機関(外国投資証券にあっては、投資口事務取扱機関をいう。以下同じ。)との間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知
 - (5) 機構と現地保管機関との間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知
 - (6) 機構と第60条に規定する指定証券取引清算機関との間において、その一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知
- 2 機構は、外国株券等参加者すべてに同一の内容を通知する場合(前項第1号の規定により行うこととしているものを除く。)は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による提供に代えて、その通知する情報を電磁的方法又は書面により外国株券等参加者が提供を受けることができる方法として細則で定めるものにより行うものとする。

(帳簿等の電磁的記録による作成)

第8条 外国株券等参加者は、この規則及び細則で特に定める場合を除き、その作成する帳簿その他の書類を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、機構の行う外国株券等保管振替決済業務に関する記録を確実に保存できるものをいう。以下同じ。)により作成することができる。

(細則への委任)

第9条 この節に定めるもののほか、機構からの通知方法等に関し必要な事項は、細則で定める。

第2章 取扱外国株券等

(取扱外国株券等)

第10条 機構は、次の各号に掲げる外国株券等のうち、当該外国株券等の発行者が第76条の規定に従い配当金支払事務委任契約及び株式事務委任契約を締結しているものについて、機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱うものとする。

- (1) 証券取引所(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている外国株券
- (2) 証券取引所に上場されている外国新株予約権証券
- (3) 証券取引所に上場されている外国投資信託受益証券
- (4) 証券取引所に上場されている外国投資証券
- (5) 証券取引所に上場されている外国株預託証券
- (6) 証券取引所に上場されている外国株式等

2 前項の規定にかかわらず、機構は、第79条第3号及び同条第4号の規定により、取扱外国株券等以外の外国株券等が分配された場合には、当該分配された外国株券等を取り扱うことができる。

(取扱外国株券等に関する重要な事項等の通知)

第11条 機構は、発行者から取扱外国株券等に関する権利及び取扱いに関し重要な事項を決定した旨又は取扱外国株券等に関する重要な事実が発生した旨の通知を受けた場合は、外国株券等参加者に通知する。

(取扱外国株券等の廃止)

第12条 機構は、取扱外国株券等が第10条各号に掲げる外国株券等のいずれにも該当しなくなった場合又は第76条の規定により締結された配当金支払事務委任契約若しくは株式事務委任契約が解除された場合には、当該取扱外国株券等を機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、取扱外国株券等の流通状況及び株主権に係る権利処理の状況等を勘案し、その取扱いを継続する必要があると認める場合は、機構が別に定める日まで、その取扱いを継続するものとする。

3 前項の場合において、機構は、外国株券等が次の各号のいずれかに該当したときは、当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。この場合において、当該外国株券等の発行者が所在する国又は地域(以下「所在国等」という。)における法制度等を勘案するものとする。

- (1) 発行者が債務超過の場合に株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき
- (2) 破産手続開始により有価証券としての価値が失われたことを機構が確認したとき
- (3) 会社が清算結了の登記を行ったとき

4 前項の規定により取扱いを廃止した外国株券等(以下「取扱廃止後外国株券等」という。)のうち、あらかじめ機構が定める日までに外国株券等参加者及び外国株券等参加者を通じて顧

客から交付又は外国株券等参加者若しくは顧客が指定する口座への振替(以下「交付等という。」)の請求がないものについては、機構が適当と認める方法で処分することにつき、外国株券等参加者及び顧客の同意があったものとして取り扱う。

- 5 機構は、前項に規定する交付等の請求がなかった取扱廃止後外国株券等を処分することができる。この場合において、当該処分に関し必要な事項は、細則で定める。

(発行者及び外国株券等参加者への通知)

第13条 機構は、外国株券等を機構の行う外国株券等保管振替決済業務において、第10条の規定により取り扱うものとする場合及び前条第1項又は第3項の規定により取り扱わないものとする場合は、外国株券等参加者に、その旨を通知するものとする。

第3章 外国株券等参加者

第1節 口座開設手続

(外国株券等参加者の範囲)

第14条 参加者は、細則で定めるところにより、機構に対して外国株券等に係る口座の開設を申請することができる。この場合において、開設する外国株券等参加者の口座は、機構が指定する口座に限るものとする。

- 2 機構は、前項の参加者から外国株券等の口座の開設の申請があった場合には、機構が指定した期日に当該口座を開設するものとし、あらかじめその旨を当該申請者及び他の外国株券等参加者に通知するものとする。

第2節 外国株券等参加者の届出等

(届出事項)

第15条 前条の規定に基づき外国株券等の口座の開設を受けた外国株券等参加者は、機構に細則で定める事項を届け出なければならない。届け出た事項に変更が生じた場合も同様とする。

(事故報告)

第16条 顧客から預託を受けた取扱外国株券等を機構に預託する外国株券等参加者は、次に掲げる事故が生じた場合は、直ちにその旨を機構に報告しなければならない。

- (1) 預託を受けた取扱外国株券等を喪失すること
- (2) 取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人が法令又はこの規則その他の規則に反する行為を行うこと

(報告及び調査)

第17条 機構は、機構の行う外国株券等保管振替決済業務の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合は、その理由を示して、外国株券等参加者に対し、機構の行う外国株券等保管振替決済業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該外国株券等参加者の同意を得て、細則で定める機構の行う外国株券等保管振替決済業務に係る帳簿(当該帳簿が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面をいう。)の閲覧若しくは32条の規定により顧客から預託を受けた外国株券等の保管状況の調査をすることができる。

(細則への委任)

第18条 この節に定めるもののほか、外国株券等参加者の届出等に関し必要な事項は、細則で定める。

第3節 外国株券等参加者口座の廃止

(口座の廃止)

第19条 外国株券等参加者は、細則で定めるところにより、機構に対し、外国株券等に係る口座の廃止を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請を受けた場合又は外国株券等参加者でなくなった場合は、当該外国株券等参加者の口座を廃止する。

3 機構は、外国株券等参加者がこの規則、細則若しくは機構が定めるところに違反し、又は機構若しくは参加者の信用を失墜させた場合において、機構の行う外国株券等保管振替決済業務の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると認めるときは、あらかじめ当該外国株券等参加者に釈明の機会を与えたのち、当該外国株券等参加者の口座を廃止することができる。

4 機構は、前2項の規定により外国株券等参加者の口座を廃止する場合は、あらかじめその旨を当該外国株券等参加者及び他の外国株券等参加者に通知するものとする。

5 外国株券等参加者の口座を廃止する場合の当該外国株券等参加者が機構へ預託した外国株券等の返還その他必要な事項は、細則で定める。

第4節 顧客から預託を受けた取扱外国株券等を機構に預託する 外国株券等参加者が法令等に違反した場合の措置

(処分)

第20条 機構は、顧客から預託を受けた取扱外国株券等を機構に預託する外国株券等参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又はこの規則その他の規則に違反した場合は、当該外国株券等参加者に釈明の機会を与えたうえ、取締役会の決議により、当該外国株券等参加者に対し、外国株券等参加者口座の廃止又は戒告の処分を行うことができる。

2 機構は、前項の処分を行った場合は、遅滞なく、その旨を公表する。

3 第19条第4項及び第5項の規定は、第1項の処分により、外国株券等参加者の口座を廃止する場合に準用する。

(勧告)

第21条 機構は、顧客から預託を受けた取扱外国株券等を機構に預託する外国株券等参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又はこの規則その他の規則に違反した場合において、当該外国株券等参加者に業務の改善が必要と認めるときは、当該外国株券等参加者に対し、業務改善の勧告を行うものとする。この場合において、当該勧告を受けた外国株券等参加者は、速やかに機構に対し、書面による業務改善の報告を行わなければならない。

第4章 外国株券等の保管及び振替に関する取扱い

第1節 外国株券等の預託

第1款 外国株券等の機構への預託

(外国株券等の機構への預託)

第22条 外国株券等参加者は、自己の有する外国株券等(外国株式等を除く。以下、この項及び次項において同じ。)のほか、顧客から預託を受けた外国株券等を機構に預託することができる。ただし、顧客から預託を受けた外国株券等を機構に預託するには、その承諾を得なければならない。

2 顧客は、外国株券等参加者に対し、その外国株券等参加者に預託した外国株券等を機構に預託することを請求することができる。

3 前2項の規定は、外国株式等について準用する。この場合において、第1項中「預託を受けた外国株券等を機構に預託する」とあるのは「現地保管機関における外国株券等参加者に係る口座に記載又は記録された外国株式等の数量を、当該現地保管機関における機構の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録する」と、第2項中「預託した外国株券等を機構に預託する」とあるのは「現地保管機関における外国株券等参加者に係る口座に記載又は記録された外国株式等の数量を、当該現地保管機関における機構の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録する」と読み替えるものとする。

第2款 外国株券等参加者口座簿の取扱い

(外国株券等参加者口座簿の記載事項又は記録事項等)

第23条 機構は、外国株券等参加者口座簿を作成し、これを備える。

2 外国株券等参加者口座簿には、次に掲げる事項を記載又は記録する。

(1) 外国株券等参加者の名称及び住所

(2) 外国株券等参加者自己分と顧客預託分の別

(3) 発行者(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。)の商号、

株式の種類その他の銘柄を特定する事項及び株式数(外国投資信託の受益証券にあっては口数、外国投資証券にあっては投資口数及び外国株預託証券にあっては外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券の株式数をいう。以下同じ。)

- (4) 株式数の増減の原因及び年月日
 - (5) 外国株券等参加者自己分の預託外国株券等に関し差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日
 - (6) その他細則で定める事項
- 3 機構は、外国株券等参加者口座簿上に、参加者自己分を質権の目的とする口座を開設しないものとする。
 - 4 外国株券等参加者は、第2項の記載事項又は記録事項につき、変更があった場合は、遅滞なく、その旨を機構に対して通知しなければならない。
 - 5 機構は、第2項の記載事項又は記録事項につき変更があったことを知った場合は、遅滞なくその記載又は記録をする。
 - 6 機構は、外国株券等参加者口座簿の記載又は記録に誤りがあることが明らかとなった場合は、直ちに、当該記載又は記録の訂正をする。
 - 7 機構は、前項の記載又は記録の訂正をした結果、外国株券等参加者口座簿の口座に記載又は記録された数量に変更が生じることとなった場合は、遅滞なく、その旨を当該外国株券等参加者に通知するものとする。

(外国株券等参加者口座簿の保存)

第24条 機構は、外国株券等参加者口座簿を適正かつ確実に保存するものとする。ただし、その記載又は記録で現に効力を有するものでなくなった時から10年を経過したものについては、その記載又は記録を消除し、又はその記載又は記録に係る部分を廃棄することができる。

(外国株券等参加者口座簿の写しの交付請求)

第25条 外国株券等参加者又は顧客は、機構に対し、利害関係を有する部分に限り、外国株券等参加者口座簿の写しの交付を請求することができる。

- 2 前項に規定する交付の請求の方法については、細則で定める。

(細則への委任)

第26条 この款に定めるもののほか、外国株券等参加者口座簿の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第3款 外国株券等顧客口座及び外国株券等顧客口座簿等の取扱い

(外国株券等顧客口座簿の記載事項又は記録事項等)

第27条 顧客から預託を受けた外国株券等を機構に預託する外国株券等参加者は、その顧客のための口座(以下「顧客口座」という。)を開設し、外国株券等顧客口座簿を作成し、これを備

えなければならない。

- 2 外国株券等顧客口座簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
 - (1) 顧客の氏名及び住所
 - (2) 発行者(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。)の商号、株式の種類その他の銘柄を特定する事項及び株式数
 - (3) 株式数の増減の原因及び年月日
 - (4) 預託外国株券等に関し差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日
 - (5) その他細則で定める事項
- 3 外国株券等参加者は、顧客口座簿上に、機構に預託した顧客の外国株券等を質権の目的とする口座を開設しないものとする。
- 4 外国株券等参加者は、第2項の記載事項又は記録事項につき変更があったことを知った場合は、遅滞なくその記載又は記録をしなければならない。
- 5 外国株券等参加者は、外国株券等顧客口座簿の記載又は記録に誤りがあることが明らかとなった場合は、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。
- 6 外国株券等参加者は、前項の記載又は記録の訂正をした結果、外国株券等顧客口座簿の口座に記載又は記録された数量に変更が生じることとなった場合は、遅滞なく、その旨を当該外国株券等顧客口座簿に係る顧客に通知しなければならない。

(顧客口座の開設)

- 第28条 外国株券等参加者が顧客のために外国株券等に係る顧客口座を開設しようとするときは、細則で定めるところにより、顧客との間で、預託外国株券等の取扱いに関する契約を締結しなければならない。
- 2 前項の契約は、この規則及び細則その他機構が定めるところにより預託外国株券等を取り扱うことを含むものでなければならない。

(外国株券等顧客口座簿の保存)

- 第29条 外国株券等参加者は、外国株券等顧客口座簿を適正かつ確実に保存するものとする。ただし、その記載又は記録で現に効力を有するものでなくなった時から10年を経過したものについては、その記載又は記録を消除し、又はその記載又は記録に係る部分を廃棄することができる。

(外国株券等顧客口座簿の写しの交付請求)

- 第30条 顧客は、外国株券等参加者に対し、利害関係を有する部分に限り、外国株券等顧客口座簿の写し(外国株券等顧客口座簿が電磁的記録により作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面をいう。以下同じ。)の交付を請求することができる。

(細則への委任)

第31条 この款に定めるもののほか、外国株券等に係る顧客口座及び外国株券等顧客口座簿等の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第4款 預託の取扱い

(預託時の外国株券等の取扱い)

第32条 外国株券等参加者は、顧客から機構に預託する外国株券等の預託を受けた場合は、当該外国株券等を精査、確認した後、外国株券等顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。

2 外国株券等参加者は、自己の有する外国株券等及び顧客から預託を受けた外国株券等について偽造又は変造されている疑いがあると認められる場合は、機構に対し、直ちにその特徴を通知しなければならない。

(顧客から預託を受けた外国株券等の保管)

第33条 外国株券等参加者は、前条第1項の記載又は記録をした外国株券等については、次条第1項本文の規定により現地保管機関に提出し、又は同項ただし書に規定する交付をするまでの間、他の外国株券等と分別して保管しなければならない。この場合において、外国株券等参加者は、前条第1項の記載又は記録をした株券を顧客ごとに分別しないで保管することができる。

(顧客から預託を受けた外国株券等の提出等)

第34条 外国株券等参加者は、第32条第1項の記載又は記録をした場合は、遅滞なく、現地保管機関に当該記載又は記録に係る外国株券等を提出しなければならない。ただし、外国株券等参加者が、他の顧客からの請求に基づき外国株券等の交付をするため、当該外国株券等を必要とするときは、この限りでない。

2 外国株券等参加者は、前項の規定に基づき現地保管機関に外国株券等を提出する場合には、あらかじめ機構に対し預託指図を行うとともに、現地保管機関に対して、遅滞なく、当該預託指図に係る外国株券等の口座に記載又は記録された数量の増加に必要な手続きを行わなければならない。

3 機構は、前項の預託指図を受けたときは、遅滞なく、現地保管機関に対し当該外国株券等の預託に必要な手続きを行うものとする。

4 機構は、現地保管機関から当該外国株券等の預託に係る増加記帳の完了の通知を受けたときは、外国株券等参加者口座簿に当該預託に係る増加数量を記載又は記録し、その旨を当該外国株券等参加者に通知するものとする。

(権利の取得)

第35条 機構に外国株券等(外国株式等を除く。以下、この項において同じ。)を預託した外国株券等参加者又は外国株券等参加者に外国株券等を預託した顧客は、当該外国株券等の銘

柄に係る現地保管機関における機構の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で外国株券等参加者又は顧客に与えられることとなる権利を取得するものとする。

- 2 前項の規定は、外国株式等について準用する。この場合において、前項中「外国株券等(外国株式等を除く。以下、この項において同じ。)を預託した」とあるのは「現地保管機関における機構又は外国株券等参加者の口座に外国株式等に係る数量が記載又は記録された」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の場合において、当該外国株券等参加者又は顧客は、適用される準拠法の下で、当該外国株券等に係る証券又は証書について、権利を取得するものとする。

(細則への委任)

第36条 この款に定めるもののほか、預託の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第5款 新株式等の預託についての特別な取扱い

(機構による新株式及び新株予約権等の受領のときの取扱い)

第37条 機構は、預託外国株券等について、外国株券等参加者又は顧客に代わって、株式配当、株式分割、無償交付等(外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる新株式(外国投資信託の受益権に表示される権利、外国投資証券の追加発行投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。)又は新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式(外国投資信託の受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。)の割当てを受ける権利(外国投資証券の投資口、外国投資信託の受益権及び外国株預託証券に表示される権利を引き受ける権利を含む。)をいう。以下同じ。)を受領することができる。

- 2 機構は、前項の規定により新株式及び新株予約権等を受領した場合には、外国株券等参加者に外国株券等顧客口座簿の記載又は記録に必要な事項の通知をし、外国株券等参加者口座簿に所要の記載又は記録をする。この場合において、当該外国株券等の証券取引所における売買が権利付又は権利預り証付で行われているときは、当該売買開始日の売買に係る決済日(以下「決済開始日」という。)から当該売買最終日の売買に係る決済日(以下「最終決済日」という。)までの期間については、権利付で記載又は記録をし、又は権利預り証を併せて添付するものとする。
- 3 前項の外国株券等参加者口座簿への記載時期又は記録時期は、現地保管機関から、当該新株式又は当該新株予約権等を発行者(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。)から受領した旨の通知を受けた時以後とする。
- 4 外国株券等参加者は、第2項の規定により機構から通知を受けた場合は、当該通知に基づき、外国株券等顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。
- 5 前4項に定めるもののほか、新株式等の受領、通知及び記載又は記録に関し必要な事項は、細則で定める。

第6款 上場前の特別な預託等に関する取扱い

(上場前の特別な預託等)

第38条 第10条第1項の規定にかかわらず、機構は、証券取引所に上場が予定されている外国株券等に係る銘柄であって、当該銘柄につき第76条に規定する配当金支払事務委任契約及び株式事務委任契約が締結されている場合には、当該外国株券等を機構が指定する日から当該証券取引所の上場日の前日まで、外国株券等参加者が当該外国株券等を上場日の前に預託及び分配するために行う口座振替に限り、取り扱うことができる。

- 2 機構は、前項の規定により取り扱った外国株券等について、証券取引所への上場が中止された場合は、当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。
- 3 第40条第1項第7号の規定は、前項の外国株券等の取扱廃止について準用する。

(細則への委任)

第39条 この款に定めるもののほか、上場前の外国株券等の預託等に関する取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第7款 預託の制限の取扱い

(預託日の制限等)

第40条 外国株券等参加者は、次に掲げる日には、新たに預託外国株券等と同一の銘柄の外国株券等(外国株式等を除く。以下、この項及び第3項において同じ。)を預託することができない。ただし、機構が認める場合は、この限りでない。

- (1) 外国株券等(外国投資信託受益証券及び外国株預託証券を除く。)に係る株主総会(外国投資証券にあっては投資主総会)における議決権を行使する者を確定するための基準日
 - (2) 外国株券等に係る配当(外国投資信託受益証券の収益分配及び外国投資証券の利益の分配を含む。以下同じ。)を受ける者を確定するための基準日
 - (3) 外国株券等に係る新株予約権等を受ける者を確定するための基準日
 - (4) 外国株券等に係るその他の権利を受ける者を確定するための基準日
 - (5) 株主名簿(外国投資信託受益証券の受益者名簿、外国投資証券の投資主名簿及び外国株預託証券の所有者名簿を含む。)の閉鎖開始日の前日(現地保管機関における休業日を除外する。)(無記名式の外国株券等の場合には、配当金支払日の前日をいう。)
 - (6) 外国株券等と同一銘柄の外国株券等の売買が権利付又は権利預り証付で行われている場合の最終決済日の翌日(現地保管機関における休業日を除外する。)
 - (7) その他機構が必要と認める日
- 2 機構は、前項本文の規定による預託することができない日について、あらかじめその旨を外国株券等参加者に通知するものとする。

- 3 機構は、発行者(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。)の所在国等の法令等に基づく株式の取得制限その他の理由により、機構が外国株券等に係る権利を取得することができないとき又はそのおそれがあるときは、当該外国株券等の預託を受けないことができる。
- 4 前3項の規定は外国株式等について準用する。この場合において、第1項中「外国株券等(外国株式等を除く。以下、この項から第3項までの項において同じ。)」を預託する」とあるのは「現地保管機関における機構の口座に外国株式等に係る数量を記載又は記録する」と、第2項中「預託する」とあるのは「現地保管機関における機構の口座に外国株式等に係る数量を記載又は記録する」と、第3項中「外国株券等」とあるのは「外国株式等」と、「当該外国株券等の預託を受けない」とあるのは「現地保管機関における機構の口座への外国株式等の数量の記載又は記録することを受け付けない」と読み替えるものとする。

(権利取得の制限)

- 第41条 参加者は、前条第1項の各号に掲げる日後に預託した外国株券等(外国株式等を除く。以下この項において同じ。)については、当該預託外国株券等に係る権利を、機構を通じて取得することはできない。
- 2 前項の規定は外国株式等について準用する。この場合において、「預託した外国株券等(外国株式等を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「現地保管機関における機構の口座に数量が記載又は記録された外国株式等」と読み替えるものとする。

(細則への委任)

- 第42条 この款に定めるもののほか、預託の制限の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第2節 保管の取扱い

(保管に係る現地保管機関への委任)

- 第43条 機構は、機構が外国株券等参加者又は顧客から預託を受けた外国株券等の保管及び当該外国株券等の口座に記載又は記録された数量の管理については、現地保管機関に委任するものとする。

(預託外国株券等の保管等)

- 第44条 外国株券等参加者又は顧客が有する外国株券等(外国株式等を除く。以下この項において同じ。)が現地保管機関に保管された場合には、当該外国株券等参加者又は顧客は、適用される準拠法の下で、現地保管機関における機構の当該外国株券等に係る口座に記載又は記録された当該外国株券等に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管される。
- 2 前項の規定は、外国株式等について準用する。この場合において前項中「外国株券等(外国

株式等を除く。以下この項において同じ。)が現地保管機関に保管された」とあるのは「外国株式等に係る数量が現地保管機関における機構の口座に記載又は記録された」と、「当該外国株券等に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該外国株式等に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとする。

3 第35条第3項の規定は、第1項の外国株券等が現地保管機関に保管された場合において準用する。

(預託外国株券等の名義書換等)

第45条 機構は、機構が預託を受けた外国株券等が記名式である場合には、現地保管機関との参加者契約又は保管契約に従って、現地保管機関に当該外国株券等を預託した後相当の時期に、名義書換の請求その他外国株券等実質株主の権利取得に必要な手続を実施させるものとする。

(口座に記載又は記録された数量の通知)

第46条 機構は、細則で定めるところにより、外国株券等参加者口座に記載又は記録された数量を、外国株券等参加者に通知するものとする。

(細則への委任)

第47条 この節に定めるもののほか、保管の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第3節 預託外国株券等の不足の補てん

(外国株券等参加者が行う預託外国株券等の不足の補てん)

第48条 外国株券等参加者は、次に掲げる事由により預託外国株券等に不足が生じたことが明らかとなった場合は、不足する株式数に相当する外国株券等の補てんを外国株券等の種類ごとに行わなければならない。

- (1) 当該外国株券等参加者が備える外国株券等顧客口座簿の記載又は記録に誤りがあった場合において、他の口座への振替その他の事由により、当該外国株券等顧客口座簿の記載又は記録の訂正をすることができないこと
- (2) 第32条第1項の記載又は記録をした外国株券等で当該外国株券等参加者が保管しているものにつき、盗難、紛失又は滅失があったこと
- (3) その他預託外国株券等に関する当該外国株券等参加者の事務処理が誤ってされたこと

(外国株券等参加者が行う外国株券等の差替え)

第49条 機構が外国株券等参加者からその有する外国株券等若しくはその顧客から預託を受けた外国株券等の預託を受けた場合又は現地保管機関が第45条に規定する名義書換の請求を行う場合において、預託を受けた外国株券等が細則で定める不適格な外国株券等であることが明らかになったときは、第23条第6項の規定により外国株券等参加者口座簿の記

載又は記録の訂正をする場合を除き、機構は、当該不適格な外国株券等を預託した外国株券等参加者に対し、適格な外国株券等との差替えを請求する。

- 2 前項の請求を受けた外国株券等参加者は、遅滞なく、当該不適格な外国株券等を適格な外国株券等に差し替えなければならない。

(機構が行う預託外国株券等の不足の補てん)

第50条 機構は、前2条に規定する場合を除き、預託外国株券等に不足が生じたことが明らかとなった場合は、遅滞なく、外国株券等の種類ごとにその補てんをする。前2条に規定する場合において、外国株券等参加者による外国株券等の補てん又は差替えがされないことが明らかとなったときも、同様とする。

- 2 機構は、前項の外国株券等の補てんをするため、あらかじめ保険会社と損害保険契約を締結し、当該損害保険契約に基づく保険金により補てんをする。
- 3 機構は、前項の保険金のみをもってしては預託外国株券等の不足のすべてを補てんすることができない場合は、取締役会が定める限度において、追加で補てんをする。

(外国株券等参加者が連帯して行う預託外国株券等の不足の補てん)

第51条 外国株券等顧客口座簿を作成し、これを備える外国株券等参加者(第48条及び第49条に規定する場合において、外国株券等参加者による外国株券等の補てん又は差替えがされないことが明らかになったときの当該外国株券等参加者を除く。)は、前条によってもなお預託外国株券等の不足のすべてを補てんすることができない場合は、外国株券等の種類ごとに連帯してこれを補てんしなければならない。

- 2 前項の規定により連帯して補てんを行う外国株券等参加者は、預託外国株券等の不足が発生した日(預託外国株券等の不足が発生した日が不明なときは、当該不足が発生したことを機構その他の者が知った日のうち、最も早い日。以下「事故発生日」という。)において外国株券等参加者であった者(以下この条及び次条において単に「外国株券等参加者」という。)とする。
- 3 外国株券等参加者は、一律に定額を負担する補てん(以下「第一次補てん」という。)に係る金銭を支払い、第一次補てんによってもなお外国株券等の補てんがされないときは、預託外国株券等の株式の数に応じて負担する補てん(以下「第二次補てん」という。)に係る金銭を支払うことにより、補てんを行うものとし、金額の算出方法及び支払方法その他の補てんの方法については、細則で定める。
- 4 機構は、前項の規定により外国株券等参加者が支払った金銭を、預託外国株券等の不足の補てんに充当する。
- 5 外国株券等参加者は、外国株券等参加者でなくなった日の後も、当該日から5年を経過するまでの間は、前各項の規定による補てんの責任を負う。

(海外において特別な損失が発生した場合の取扱い)

第52条 前4条の規定にかかわらず、機構は、現地保管機関において、第48条各号に掲げる

事由又は第49条に規定する不適格な外国株券等であることを原因としない特別な損失が発生した場合には、当該特別な損失については、現地保管機関と機構との参加者契約又は保管契約に従って処理するものとする。

- 2 前項の規定により損失が処理される場合以外の場合であって、かつ、暴動又はテロ等により、現地保管機関が保管する外国株券等の焼却、き損等又は保管データの修復不能等の損害が発生し預託外国株券等に不足が発生した場合には、機構は当該外国株券等の種類ごとの個別の銘柄(以下「個別銘柄」という。)について補てんするものとし、第50条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 前項の規定によってもなお個別銘柄の不足のすべてを補てんすることができないときは、外国株券等参加者は、事故発生日において預託している個別銘柄の株式の数に応じてこれを補てんするものとする。
- 4 前条第5項の規定は、第3項の規定の適用を受ける外国株券等参加者について準用する。

(求償権)

第53条 機構及び外国株券等参加者は、第48条から前条第2項までの規定により外国株券等の補てん又は差替えをした場合において、その不足の責めに任ずべき者に対し求償するものとする。

(細則への委任)

第54条 この節に定めるもののほか、預託外国株券等の不足の補てんに関し必要な事項は、細則で定める。

第4節 口座振替

第1款 外国株券等顧客口座簿における振替の取扱い等

(振替請求)

第55条 外国株券等参加者又は顧客は、その口座における外国株券等につき、他の口座への振替を請求することができる。この場合において、顧客は外国株券等参加者に対して請求しなければならない。

(顧客等からの振替請求に基づく外国株券等顧客口座簿の記載又は記録等)

- 第56条 外国株券等参加者は、顧客からその口座における外国株券等の数量につき、他の口座への振替の請求を受けた場合は、当該顧客が指定した振替をする日に、外国株券等顧客口座簿に当該顧客の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。
- 2 外国株券等参加者は、前項の請求が、自己が備える外国株券等顧客口座簿上の他の口座への振替を内容とするものである場合は、前項の記載又は記録をするとともに、当該他の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。

- 3 外国株券等参加者は、第1項の請求が、他の外国株券等参加者の口座又は他の外国株券等参加者が備える外国株券等顧客口座簿上の顧客口座への振替を内容とするものである場合は、機構に対し、振替の請求をしなければならない。
- 4 外国株券等参加者は、外国株券等参加者口座の自己分の株式を、自己が備える外国株券等顧客口座簿上の顧客口座へ振り替える場合は、外国株券等顧客口座簿に当該顧客等の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。

(口座振替に係る顧客の権利の移転時期)

第57条 顧客が有する外国株券等に係る権利は、外国株券等参加者が外国株券等顧客口座簿における当該顧客の口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとする。

(細則への委任)

第58条 この款に定めるもののほか、外国株券等顧客口座簿における振替の取扱い等に関し必要な事項は、細則で定める。

第2款 外国株券等参加者口座簿における振替の取扱い等

(外国株券等参加者等からの振替請求に基づく外国株券等参加者口座簿の記載又は記録等)

- 第59条 機構は、外国株券等参加者からその口座における外国株券等の数量につき、他の口座への振替の請求を受けた場合は、当該外国株券等参加者が指定した振替をする日に、外国株券等参加者口座簿に当該外国株券等参加者の口座に係る所要の記載又は記録をし、かつ、振替先の外国株券等参加者の口座に係る所要の記載又は記録をする。
- 2 機構は、前項の記載又は記録をした場合は、細則で定めるところにより、振替の請求をした外国株券等参加者及び振替先の外国株券等参加者に振替済みの通知をする。

(指定証券取引清算機関からの振替請求に基づく外国株券等参加者口座簿の記載又は記録等)

第60条 機構は、外国株券等参加者のうち指定証券取引清算機関(証券取引清算機関(証券取引法第2条第31項に規定する証券取引清算機関をいう。))のうち、細則で指定する者をいう。次項について同じ。)の対象取引(有価証券債務引受業(同法第2条第30項に規定する有価証券債務引受業をいい、当該指定証券取引清算機関が同法第156条の6第1項の業務を行う場合にあっては、同法第156条の3第1項第6号に規定する有価証券債務引受業等をいう。))の対象とする債務の起因となる取引であって、当該指定証券取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。)の決済に係る外国株券等の授受のための振替の請求について、清算参加者(当該指定証券取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該指定証券取引清算機関が行う有価証券債務引受業の相手方となるための資格を有する者をいう。)であって外国株券等の渡方の外国株券等参加者に代わって当該指定証券取引清算機関

から受けた場合は、当該指定証券取引清算機関が指定した振替をする日に、外国株券等参加者口座簿に当該渡方外国株券等参加者及び受方外国株券等参加者の口座に係る所要の記載又は記録をする。

- 2 機構は、前項の記載又は記録をした場合は、細則で定めるところにより、振替の請求をした指定証券取引清算機関、渡方外国株券等参加者及び受方外国株券等参加者に振替済みの通知をする。

(機構からの振替済通知に基づく外国株券等顧客口座簿の記載又は記録)

第61条 外国株券等参加者は、機構から振替済みの通知を受けた場合において、当該振替が自己が備える外国株券等顧客口座簿上の顧客口座に係るものであるときは、その通知を受けた日に、外国株券等顧客口座簿に当該顧客の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。

(口座振替に係る権利移転の時期)

第62条 外国株券等参加者が有する外国株券等に係る権利は、機構が外国株券等参加者口座簿における当該外国株券等参加者の口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとする。

(細則への委任)

第63条 この款に定めるもののほか、外国株券等参加者口座簿における振替の取扱い等に関し必要な事項は、細則で定める。

第5節 外国株券等の交付等

第1款 外国株券等参加者に対する交付等の請求の取扱い

(外国株券等の交付等の請求)

第64条 外国株券等参加者又は顧客は、いつでも、その口座における外国株券等の数量に応じた外国株券等の交付等を請求することができる。この場合においては、顧客は外国株券等参加者に対して請求しなければならない。

(顧客等からの外国株券等の交付等の請求等)

第65条 外国株券等参加者は、顧客からその口座における外国株券等の数量に応じた外国株券等の交付等の請求を受けた場合は、遅滞なく、機構に対し、外国株券等の交付等の請求をしなければならない。ただし、第32条第1項の記載又は記録をした外国株券等で当該外国株券等参加者が保管しているものを交付する場合は、この限りでない。

- 2 外国株券等参加者は、機構から前項の請求に基づく外国株券等の交付等を受けた場合にあっては直ちに、前項ただし書に規定する外国株券等を交付する場合にあっては当該外国株

券等を特定したときに、外国株券等顧客口座簿に当該顧客等の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。

(顧客の指示に基づく預託外国株券等の交付)

第66条 外国株券等参加者は、顧客から、当該外国株券等参加者に設けられた当該顧客の口座に預託されている外国株券等の交付の申し出を受けたときは、当該顧客から預託を受けた外国株券等と同一の銘柄の外国株券等を交付するものとする。この場合においては、当該外国株券等につき権利を有する他の者と協議することを要しない。

第2款 機構に対する交付等の請求の取扱い

(外国株券等参加者からの外国株券等の交付等の請求等)

第67条 機構は、外国株券等参加者からその口座における外国株券等の数量に応じた外国株券等の交付等の請求を受けた場合は、当該請求日に、外国株券等参加者口座簿において、当該外国株券等参加者の口座に記載又は記録された数量から交付等の請求数量に相当する数量を交付請求口座(外国株券等の交付等の準備のための口座であって、口座振替に利用することができない口座をいう。以下同じ。)に振り替えたうえで、当該外国株券と参加者が指定した交付等をする日に、現地保管機関を通じ当該外国株券等の交付等を行う。

- 2 機構は、現地保管機関から交付等に係る口座に記載又は記録された数量の減少の通知を受けたときは、前項の規定により交付請求口座に振り替えた数量を抹消し、その旨を当該外国株券等参加者に通知する。
- 3 機構は、第1項の規定に基づき外国株券等参加者に預託外国株券等を交付する場合には、当該外国株券等参加者から預託を受けた外国株券等と同一銘柄の外国株券等を交付する。この場合においては、当該外国株券等につき権利を有する他の者と協議をすることを要しない。
- 4 第1項の場合において、当該外国株券等の証券取引所における売買が権利付又は権利預り証付で行われているときは、決済開始日から最終決済日までの期間については、機構は、当該外国株券等と一緒に権利を移転するものとする。この場合において、権利預り証が発行されている場合にはこれを添付するものとする。
- 5 機構は、交付等の請求を行った外国株券等参加者の預託外国株券等の口座に記載又は記録された外国株券等の数量が当該請求に係る数量に不足する場合には、交付等を行わない。

第3款 交付等の延期と制限の取扱い

(外国株券等の交付等の延期)

第68条 機構は、やむを得ない事由により、前条第1項の外国株券等参加者が指定した交付等をする日において同項に規定する外国株券等の交付等を行うことができないことが明らか

になった場合は、速やかに、交付等を延期する旨を当該外国株券等参加者に通知するものとする。

- 2 機構は、前項の規定により外国株券等の交付等を延期した場合においても、当該外国株券等参加者に対して遅延料を支払わない。

(交付日の制限)

第69条 機構は、第40条第1項の規定により外国株券等(外国株式等を除く。以下この項について同じ。)の預託ができないものとした日においては、同一の銘柄の外国株券等の交付等をしないものとする。この場合において、機構は、あらかじめその旨を外国株券等参加者に通知するものとする。

- 2 前項の規定は外国株式等について準用する。この場合において、同項中「外国株券等(外国株式等を除く。以下この項について同じ。)の預託ができない」とあるのは「現地保管機関における機構の口座に外国株式等に係る数量が記載又は記録できない」と、「外国株券等の交付等をしない」とあるのは「現地保管機関における機構の口座への請求に係る外国株券等の数量の記載又は記録を受け付けない」と読み替えるものとする。

第4款 交付等に係る不適格な株券の取扱い

(交付等に係る不適格な株券の取扱い)

第70条 外国株券等参加者は、現地保管機関を通じて交付等がされた外国株券等が細則で定める不適格な外国株券等であることを発見したときは、当該不適格な外国株券等を当該現地保管機関に返戻するものとする。

(細則への委任)

第71条 この節に定めるもののほか、外国株券等の交付等に関し必要な事項は、細則で定める。

第5章 預託外国株券等の株主権に係る権利処理及び株主権の行使等に関する業務

第1節 機構を通じた株主権に係る権利処理等

(機構を通じた株主権の権利処理等)

第72条 預託外国株券等に関する株主権に係る権利処理及び株主権の行使等は、機構を通じて行うものとする。

(配当金支払事務の委任)

第73条 機構は、前条に規定する株主権に係る権利処理のうち、外国株券等参加者が外国株券等実質株主に対して行う配当金支払事務及びこれに附帯又は関連する事務(以下「配当

金支払事務」という。)について外国株券等参加者から委任を受けるものとする。

- 2 機構は、前項の規定により外国株券等参加者から委任を受けた配当金支払事務を、発行者が指定する配当金支払取扱銀行に委任するものとする。

(株式事務の委任)

第74条 機構は、第72条に規定する株主権に係る権利処理及び株主権の行使等に関する事務並びにこれらの事務に附帯又は関連する事務のうち、外国株券等参加者が外国株券等実質株主に対して行う株式事務、株式配当その他の権利処理に係る売却代金の分配事務、配当金以外の金銭の支払いに関する事務及びこれらの事務に附帯又は関連する事務(以下「株式事務」という。)について、外国株券等参加者から委任を受けるものとする。

- 2 機構は、前項の規定により委任を受けた株式事務を株式事務取扱機関に委任するものとする。

(配当金支払いに係る源泉徴収事務の委任)

第75条 機構は、配当金支払事務のうち所得税及び地方税に係る源泉徴収税相当額の徴収事務(以下「源泉徴収事務」という。)を、法令による所得税及び地方税を納める義務がある者として、行うものとする。

- 2 機構は、源泉徴収事務について、細則で定めるところにより、配当金支払取扱銀行及び株式事務取扱機関に委任するものとする。

(三者間契約の締結)

第76条 機構は、配当金支払事務については、発行者及び配当金支払取扱銀行と機構が定める配当金支払事務委任契約を締結するものとし、株式事務については、発行者及び株式事務取扱機関と機構が定める株式事務委任契約を締結するものとする。

(細則への委任)

第77条 この節に定めるもののほか、機構を通じた株主権に係る権利処理等に関し必要な事項は、細則で定める。

第2節 配当等の処理

(配当等の処理)

第78条 預託外国株券等に係る配当(外国投資信託の受益証券の収益分配及び外国投資証券の利益の分配を含む。以下同じ。)等の処理は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 金銭配当の場合は、機構が受領し、配当金支払取扱銀行を通じ外国株券等実質株主に支払う。
- (2) 株式配当(源泉徴収税(預託外国株券等の発行者(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。以下、この節において同じ。))の所在国等において課せ

られるものを含む。以下同じ。)が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。)の場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱う。

イ 預託外国株券等について、国内の証券取引所を主たる市場とするものであると機構が認める場合以外の場合

機構が預託外国株券等について株式配当に係る外国株券等の記帳を指定し外国株券等実質株主が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る外国株券等を機構が受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に振り込むものとし、1株(外国投資信託の受益証券及び外国投資証券にあっては1口、外国株預託証券にあっては1証券。以下この節において同じ。)未満の外国株券等及び機構が記帳を指定しないとき又は機構が記帳を指定し外国株券等実質株主が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの株式配当に係る外国株券等は、機構が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ外国株券等実質株主に支払うものとする。ただし、外国株券等実質株主が預託外国株券等の発行者の所在国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る外国株券等又は外国株券等の売却代金は受領できないものとする。

ロ 預託外国株券等について、国内の証券取引所を主たる市場とするものであると機構が認める場合

外国株券等実質株主は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る外国株券等を機構が受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとする。ただし、1株未満の外国株券等は機構が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ外国株券等実質株主に支払う。

- (3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、機構が受領し、株式事務取扱機関を通じ外国株券等実質株主に支払う。
 - (4) 第2号の預託外国株券等の発行者の所在国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは、外国株券等参加者から機構への支払いについては機構が定めるレートにより換算した円貨により行うものとし、外国株券等実質株主から外国株券等参加者への支払いについては機構又は外国株券等参加者が定めるレートにより換算した円貨により行うものとする。ただし、外国株券等参加者は、外貨により機構への支払いを行うこと及び外貨により外国株券等実質株主からの支払いを受けることができるものとする。
- 2 外国株券等参加者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号イ及びロに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下この条において「配当金等」という。)の支払方法については、外国株券等参加者所定の書類により外国株券等実質株主から指示を受けるものとする。
 - 3 配当金等の支払いは、円貨により行うものとする(円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。)

- 4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)による。ただし、預託外国株券等の発行者の所在国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、機構が定めるレートによるものとする。
- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、機構が預託外国株券等の発行者の所在国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収された場合には、当該費用は外国株券等実質株主の負担とし、配当金から控除するなどの方法により外国株券等実質株主から徴収する。
- 6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び機構が行うものとする。
- 7 第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、機構は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとする。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとする。

(新株予約権等その他の権利の処理)

第79条 預託外国株券等に係る新株予約権等その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新株予約権等が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱う。

イ 預託外国株券等について、国内の証券取引所を主たる市場とするものであると機構が認める場合以外の場合

機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が引き受けを希望する旨の通知を受け、外国株券等実質株主から外国株券等参加者を通じて払込代金を受領するときは、機構は外国株券等実質株主に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとし、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が新株式の引受けを希望する旨の通知を受けないとき又は機構が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、機構が当該新株予約権等を売却処分する。ただし、当該預託外国株券等の発行者の所在国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、機構が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失う。

ロ 預託外国株券等について、国内の証券取引所を主たる市場とするものであると機構が認める場合

機構が新株予約権等を受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳する。この場合において、機構が所定の時限までに外国株券等参加

者から外国株券等実質株主が新株式の引受けを希望する旨の通知を受け、外国株券等実質株主から外国株券等参加者を通じ払込代金を受領するときは、機構は外国株券等実質株主に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとし、機構が所定の時限までに外国株券等参加者から外国株券等実質株主が引受けを希望する旨の通知を受けないときは、新株式の引き受けは行えないものとする。

- (2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる株式は、機構が受領し、機構を通じ外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳する。ただし、1株未満の株式については、機構がこれを売却処分する。
- (3) 預託外国株券等の発行者が発行する当該預託外国株券等以外の外国株券等が分配される場合は、機構が当該分配される外国株券等の記帳を指定し外国株券等実質株主が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される外国株券等を機構が受領し、機構を通じ当該外国株券等参加者の口座に記帳するものとし、1株未満の外国株券等及び機構が記帳を指定しないとき又は機構が記帳を指定し外国株券等実質株主が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される外国株券等は、機構が売却処分する。ただし、外国株券等実質株主が預託外国株券等の発行者の所在国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される外国株券等又は外国株券等の売却代金は受領できないものとする。
- (4) 前3号以外の権利が付与される場合は、機構が定めるところによる。
- (5) 第1号イ、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理する。
- (6) 第1号の払込代金及び第3号の預託外国株券等の発行者の所在国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは、外国株券等参加者から機構への支払いについては機構が定めるレートにより換算した円貨により行うものとし、外国株券等実質株主から外国株券等参加者への支払いについては機構又は外国株券等参加者が定めるレートにより換算した円貨により行うものとする。ただし、外国株券等参加者は、外貨により機構への支払いを行うこと及び外貨により外国株券等実質株主からの支払いを受けることができるものとする。

第3節 議決権の行使等

(外国株券等の議決権の行使に関する事務)

第80条 株式事務のうち、預託外国株券等(外国投資信託受益証券及び外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会における議決権の行使に関する事務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 預託外国株券等に係る株主総会における議決権は、外国株券等実質株主の指示により、

機構が行使するものとする。ただし、外国株券等実質株主からの指示がない場合には、機構は議決権を行使しないものとする。

- (2) 前号の外国株券等実質株主の指示は、機構の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、預託外国株券等の発行者の所在国等の法令により機構が当該預託外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、外国株券等実質株主が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を機構が当該発行者に送付する方法により、外国株券等実質株主が行使するものとする。
- (4) 第1号及び前号の規定にかかわらず、預託外国株券等の発行者の所在国等の法令により機構が当該預託外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は外国株券等実質株主が当該預託外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、機構は、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができる。

(外国株預託証券に係る議決権の行使に関する事務)

第81条 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券に係る株主総会における議決権は、外国株券等実質株主の指示により、当該外国株預託証券の預託機関が行使する。ただし、外国株券等実質株主からの指示がない場合には、当該預託機関は議決権を行使しないものとする。

2 前条第2号の規定は、前項の指示について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券の預託機関の所在国等の法令により当該外国株預託証券の預託機関が当該外国株券に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、外国株券等実質株主が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を機構が当該外国株預託証券の預託機関を通じて当該外国株券の発行者に送付する方法により、外国株券等実質株主が行使するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券の預託機関の所在国等の法令により機構を通じて当該外国株預託証券の預託機関が当該外国株券に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は外国株券等実質株主が当該外国株券に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、機構は、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができる。

第4節 外国株券等実質株主に関する資料等の提供

(株式事務に係る外国株券等参加者の事務)

第82条 外国株券等参加者は、預託外国株券等につき、議決権又は配当若しくは新株予約権等その他株主として受ける権利が付与される場合又は発行者(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。)の所在国等の法令その他の正当な理由に基づき

特定の日現在の外国株券等実質株主の状況の把握が必要な場合には、機構が定める期日までに、権利確定日等の日又は当該特定の日現在の外国株券等実質株主に関する資料その他配当金支払事務等を行うために必要な資料として機構が定めるもの(以下「外国株券等実質株主に関する資料等」という。)を機構に提出するものとする。この場合において、外国株券等参加者は、証券会社又は外国証券会社その他機構が認める者(以下「証券会社等」という。)を自己の顧客として有する場合であって、当該証券会社等から委託されたときには、当該証券会社等の顧客を外国株券等実質株主として当該顧客に係る外国株券等実質株主に関する資料等を提出することができる。

- 2 機構は、前項の規定により外国株券等参加者から外国株券等実質株主に関する資料等の提出を受けた場合には、当該外国株券等実質株主に関する資料等のうち株式事務取扱機関に引き渡すことが必要と認める資料について、遅滞なく当該銘柄の株式事務取扱機関へ提出する。
- 3 外国株券等参加者は、第1項に規定する外国株券等実質株主に関する資料等の提出のほか、株式事務を行うために当該外国株券等参加者が必要と認めて定める事務を行うものとする。

(常任代理人の選任)

第83条 外国株券等参加者は、外国株券等実質株主の住所が日本国外である場合には、日本国内における常任代理人を選任させるものとする。

第5節 株主総会の書類等の取扱い

(株主総会の書類等の送付等)

第84条 預託外国株券等の発行者から交付されるその株主総会に関する書類及び事業報告書等並びに配当及び新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券にあっては受益権者、外国投資証券にあっては投資主、及び外国株預託証券にあっては所有者をいう。以下同じ。)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が外国株券等実質株主の届け出た住所あてに送付するものとする。

- 2 前項の諸通知の送付は、取扱外国株券等が上場している証券取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとする。

(細則への委任)

第85条 この章に定めるもののほか、議決権の行使等に関し必要な事項及び議決権以外の共益権に関し必要な事項は、細則で定める。

第6章 手数料

(手数料)

第86条 外国株券等参加者は、次に掲げる手数料を機構に納入しなければならない。

- (1) 預託手数料
- (2) 振替手数料
- (3) 交付手数料
- (4) 保管手数料

2 前項に掲げる手数料の料率並びに前項に掲げる手数料以外の手数料及びその料率は、機構が取締役会の決議を経てこれを定める。

第7章 業務の一部委託

(外国株券等保管振替決済業務の一部委託)

第87条 機構は、機構の行う外国株券等保管振替決済業務を運営するために必要があると認める場合は、その業務の一部を他の者に委託することができる。

2 前項の場合において、機構は、委託しようとする業務を適正、確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する法人の中から受託者を選定するものとする。

3 機構は、業務の委託に関し、受託者と、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

- (1) 業務の内容及び範囲
- (2) 委託する期間
- (3) 機構が、受託者に対し、委託業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は関係書類その他の物件を調査することができること。
- (4) その他必要な事項

4 機構は、前項の契約に、業務を受託する相手方が当該業務を他の者に委託しない旨の条件を付すものとする。

5 機構は、第1項の規定により外国株券等保管振替決済業務の一部を委託する場合には、株券等の保管及び振替に関する法律施行規則第6条の2第1項に掲げる事項を記載又は記録した書面及び当該書面に同条第2項各号に掲げる書類添付して、あらかじめ主務大臣に届け出るものとする。

第8章 雑則

(必要な措置等)

第88条 機構は、機構の行う外国株券等保管振替決済業務を適正かつ確実に行うため、この規則に定めるもののほか必要な事項につき規則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

(免責)

第89条 機構は、外国株券等参加者が機構との間の外国株券等保管振替決済業務に関して

損害を受けた場合であっても、機構に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めを負わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 外国株券等参加者は、現地保管機関における日本証券決済株式会社(以下「日証決」という。)の口座に記載又は記録された外国株券等に係る数量を有している場合には、機構が指定する日(以下「銘柄移管日」という。)に、当該数量を日証決の口座から当該現地保管機関における機構の口座に口座振替を行うことにより当該数量を移管すること(以下「銘柄移管」という。)ができる。
- 3 外国株券等参加者は、前項の銘柄移管のために日証決の外国株券振替決済制度に関する業務細則第22条第1項の規定に基づいて行う日証決に対する機構の口座への返還請求(以下「銘柄移管のための返還請求」という。)を、当該銘柄移管日の前にあらかじめ行うものとする。
- 4 第34条の規定は、第2項の場合に準用する。この場合において、外国株券等参加者の日証決に対する銘柄移管のための返還請求は、第34条第2項に規定する機構に対する預託指図とみなし、銘柄移管日後最初に到来する営業日において最初に行われる外国株券等参加者口座への記載又は記録された数量の当該外国株券等参加者に対する通知は、同条第4項に規定する通知とみなす。

附 則

この改正規定は、会社法(平成17年法律第86号)の施行の日から施行する。